

# ぱんだ通信

辻守司法書士事務所から  
お知らせや知って得する  
法律情報をお伝えします！



From 辻守(つしまもる)司法書士事務所

2014年冬号 Vol.5



## 辻守事務所所長から皆さまへご挨拶

挨拶



### ■ニュースレター 第5号です。本年もよろしくお願ひいたします。

先日、実家に帰った際に、タンスの奥から小学校時代の卒業文集を見つけました。幼き頃の「リトル・マモル」は、なにを書き残していたのか、恐る恐る30年ぶりに文集を開けてみる。そして即座に閉じる。

内容のほとんどが先生に怒られた話ばかり・・・出来れば掘り起したくなかった。可能であるならば出回っている卒業文集の全てを回収して溶解処理してしまいたい。やはり、将来、他人に読まれる文章は、しっかり書いておかないといけませんね。そういえば、遺言も似たようなものですね。文章作成に自信がない方、誰に読まれてもはずかしくない遺言作成のお手伝ひいたしますよ。



## 教えて！辻先生！ テーマ：「相続登記は必要？」

Q&A

**Q.** 3年前に父が亡くなりました。父は、土地を持っていましたが、まだ、名義変更(相続登記)の手続きをしていません。このまま放置しておいても大丈夫ですか？

**A.** 「良い」とはいえません。「相続登記をすると、“莫大な”相続税が発生する」とか「登記済証(権利証)を紛失したので相続登記ができない」とか「相続登記をしないまま何年も放っておいたので罰則があるのでは」などの誤解によって手続きしていない方もいるようです。しかし、相続登記には義務や期限はありませんが、手続きしないでおくと、いざというときに困ります。それは「不動産を売却したり、担保に提供したりできない(お金が借りれない)」ということです。あとで相続登記をしようとしても、時間の経過により、関係性の希薄な相続人が増え、連絡の取れない方が多くなると、まとまる話もまとまらなくなり、「相続登記ができなくなってしまう可能性」があります。」**やはり相続登記は早めに行うべきでしょう！！**



### 相続無料相談会を開催します！！

来月2月1日(土)、2日(日)、  
8日(土)、9日(日)の4日間、  
当事務所にて相続**無料**相談会  
を開催いたします。**予約制**  
となっておりますので御電話に  
てご予約ください。



### お客様の声をご紹介します。

大変丁寧でわかりやすい説明であると思います。これから  
めんどろな手続きをお願いしますがよろしくお願ひします。  
(名古屋市 Mさん)  
とても親切丁寧で安心しました。事細かくおしえていただ  
いたのでホッとしました。むずかしい問題をわかりやすく説明  
してもらえて私でも理解することが出来ました。  
(一宮市 Nさん)

## ちょっと、ひとこと

あけましておめでとうございます。皆様お正月はいかがお過ごしでしたか？  
私は、毎年恒例で、熱田神宮へお参りに行ってきました。今年は例年より人出が多く、振袖姿の方もちらほら見かけました。おみくじを引いたら、なんと「大吉」！  
枯れかかった田の苗に夕立が降り注ぐ様に恵まれた運気、とのこと。降り注いだ夕立を存分に吸収し、実りある1年にしていきたいです。今年も宜しくお願ひいたします。(担当：藤平)



## 辻守司法書士事務所

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘56 グロリア藤見が丘30A  
TEL 052-771-9192 FAX 052-771-9198  
HP <http://www.mamoru-tsuji.com/>

無料法律相談受けダイヤル



0120-783-340

受付時間  
9:00~18:00



当事務所の法律相談は**初回無料**です！